

8. 生活環境

8-1 道路・河川・港湾

【担当:本庁建設維持課・支所産業建設課】

市の管理する道路・河川および里道・水路との境界確認は

これらに接した土地の境界ぞいに塀や、よう壁などの構造物を設置する時や土地の売買、分筆などで土地の測量を行う場合には、事前に境界の確認並びに立会いをお願いします。

占用に関する申請は

以下の場合には、事前に申請され、許可を受けてください。

[道路] 市道へ排水管を埋設したり、市道の敷地内に工事用足場を設けたりする場合

[河川] 河川敷に橋を架けたりする場合

[港湾] 港湾敷地内に標識や看板、幕等を設ける場合

[法定外公共物] 里道及び水路上に通路やその他の工作物を作る場合

道路等の工事に関する工事施行承認申請は

個人で、車の乗入れ口などを設置するため市道の一部(歩道・ガードレール・植栽など)を改造、又は側溝・水路の改修を行う場合は、事前に申請し、施工承認を受けてください。

市道の陥没や損傷を発見された方は

市では、市道(舗装・側溝)、水路、交通安全施設を常時良好な状態に保ち、市民生活や交通に支障を及ぼす恐れのある個所の補修を行います。事故などを未然に防止するために破損個所の早期通報にご協力をお願いします。

交通安全施設の整備は

交通事故をなくし、安全で快適なまちづくりを目指し、ガードレール、カーブミラー、ライン引きなど交通安全施設の整備を進めていきます。交通安全施設の整備が必要と思われる個所がありましたら自治会長等を通じて市へお知らせください。

8-2 交通

巡回バス等

【担当:本庁商工振興課・支所産業建設課】

市内には、各地域に巡回バス・乗合タクシーが走っています。

バス等名称	地域	担当部署
くるくるバス	川内地域	本庁商工振興課
南部循環バス	"	"
高江土川循環バス	"	"
北部循環バス	"	"
ゆうゆうバス	樋脇地域	樋脇支所産業建設課又は本庁
入来乗合タクシー	入来地域(一部祁答院地域)	入来支所産業建設課又は本庁
ゆったりバス	東郷地域	東郷支所産業建設課又は本庁
祁答院バス	祁答院地域	祁答院支所産業建設課又は本庁

薩摩川内市自動車運送事業

甑島地域では、住民の交通手段の確保のため、自動車運送事業を行っています。上甑島と下甑島にそれぞれ事業所を置いて運行しています。

* 各事業所へのお問い合わせは、「15-1 主要公共施設」をご参照ください。

甑島航路

【担当:本庁企業・港振興課・支所産業建設課】

甑島と本土間を甑島商船のフェリーと高速船が運航しています。

フェリーニューこしき 片道 2,200円(2等運賃)

高速船シーホーク 片道 3,610円(2等運賃)

連絡先 甑島商船株式会社 所在地:〒896-0046 いちき串木野市西薩町12 電話 0996-32-6458

川内駅の市営駐車場・駐輪場

【担当：本庁都市計画課】

川内駅前西口の市営の駐車場・駐輪場は年中無休で 24 時間利用できます。利用の詳細や月極駐車場の申込みについては川内市商業タウンマネジメント協議会までお問い合わせください。

【料金(紙幣は千円札のみ使用可)】

名称	駐車場の用途	使用区分	使用料
川内駅西口駐車場 (立体駐車場)	月極駐車場	1 カ月につき (ただし公共交通機関を 利用して通勤又は通学 する者に限る)	5,000 円
	日貸駐車場	24 時間につき	500 円に 24 時間を超える 24 時間(24 時間 未満は 24 時間とする)につき 500 円を加算 した額
	時間貸駐車場	1 時間以内	無料
		1 時間を超え 7 時間以内	1 時間を超える 1 時間(1 時間未満は 1 時間とする)に つき 150 円を加算した額
7 時間を超え 24 時間以内		900 円	
	24 時間を超える 場合	900 円に 24 時間を超える 24 時間(24 時間 未満は 24 時間とする)につき 600 円を加算 した額	
川内駅西口第 2 駐 車場	月極駐車場	1 カ月につき	5,000 円
川内駅前大型バス 駐車場	時間貸駐車場	2 時間以内	無料(ただし、事前にきやんせふるさと館へ連絡してください。)
市営第 1 駐輪場	駐輪場	終日	無料
市営第 2 駐輪場			

連絡先 川内市商業タウンマネジメント協議会 鳥追町 15 番地 電話 0996-22-6110
きやんせふるさと館 鳥追町 1 番 1 号 電話 0996-20-7800

市営駐車場

【担当：本庁商工振興課】

横馬場町市営駐車場(有料)は、年中無休で 24 時間ご利用いただけますが、入出庫時間に制限があります。

【料金(紙幣は千円札のみ使用可)】

駐車時間	～ 1 時間以内	～ 2 時間以内	～ 3 時間以内	～ 4 時間以内	～ 5 時間以内
料金	無料	150 円	300 円	450 円	600 円
駐車時間	～ 6 時間以内	～ 48 時間以内	～ 72 時間以内	以後、24 時間につき 900 円増	
料金	750 円	900 円	1,800 円		

入出庫時間 午前 6 時から午後 10 時まで(以降は、翌午前 6 時まで出入りできません。)

連絡先 川内市商業タウンマネジメント協議会 電話 0996-22-6110

隈之城川公園駐車場

【担当：本庁建設整備課】

隈之城川公園の市営駐車場は年中無休で 24 時間利用できます。市役所(本庁)への用事で時間貸し駐車場を利用された方は、駐車券を 2 階案内までお持ちいただければ、利用時間が 1 時間を超えても使用料は無料になります。

【料金(紙幣は千円札のみ使用可)】

駐車場の使用区分		使用料
時間を単位 として使用 する場合(時 間貸し)	1 時間以内	無料
	1 時間を超え 7 時間以内	1 時間を超える 1 時間(1 時間未満は 1 時間とする。)につき 100 円を加算した額
	7 時間を超え 24 時間以内	600 円
	24 時間を超える場合	600 円に 24 時間を超える 24 時間(24 時間未満は 24 時間 とする。)につき 600 円を加算した額
定期的を使用する場合(月極)		1 カ月につき 4,000 円

利用の詳細や定期的使用(月極)駐車場の申込みについては建設整備課までお問い合わせください。

8-3 市営住宅

【担当:本庁建築住宅課・支所産業建設課】

市営住宅への入居

市営住宅等(公営住宅・特定公共賃貸住宅・一般住宅)は、おおむね年4回(3月・6月・9月・12月)に四半期ごとの空室をまとめて公募します。市営住宅等への入居を希望される場合、川内地域は指定管理者である市営住宅管理事務所(本庁建築住宅課横)、各支所管内は支所担当課へご相談ください。市広報紙・ホームページ等で募集住宅を案内します。応募多数の場合は、抽選で入居予定者を決定します。また、応募のなかった住宅については、次の募集時期に至るまでの間、随時の募集住戸として受付しますのでお問い合わせください。

8-4 建築確認・届出・認定

【担当:本庁建築住宅課】

建築確認申請

建築確認申請とは、建築物(土地に定着する工作物で、屋根及び柱若しくは壁を有するもの)を建築する場合に、その計画が建築基準法に適合するものであるか、建築主事の確認を受けるために申請をすることです。従って、建築をするための許可ではありません。

また、工事が完成した際、建築主事の完了検査を受ける必要があり、検査に合格して、初めて当該物件の使用が可能となります。

よって、この一連の手続きのなかで発行された確認済証、検査済証及び副本は、建物の保存登記、建設資金の借入れ等や後々の増築・改築を行う際にも必要となるので、大事に保存しておかなければなりません。

さらに、このような手続きを個人で行なうのは非常に難しく、設計事務所へ委任して行なうのが一般的となっております。また、申請書の提出先は受付時の審査や手数料の納入の関係から本庁建築住宅課のみとなっておりますので、ご了承ください。

道路位置指定申請

建築物を建てるためには、道路は必要不可欠のものです。このため、都市計画区域内に建築する場合の敷地は、建築基準法第43条により、道路に2m以上接しなければならないとされています。公道の場合は法によって行政庁が管理しているので大半は支障ありませんが、私道の場合は個人で管理されており、この場合、勝手に築造や廃止されては、道路としての機能を発揮しません。

よって、私道を公道に準じた取扱いとして守るために、基準に合致するよう築造した道を道路として位置の指定(これは「道路」と認めるという意味)を受けるものです。

建設リサイクル法の届出

一定規模の工事を行なおうとする方は、その工事を実施する7日以上前に、建設リサイクル法第10条に定める事項を記載した届出書を都道府県知事(北薩地域振興局)もしくは市長(建築住宅課)に届出なければなりません。また、届出が必要な規模や届出先は、規模や工事の内容によって異なりますので、詳細については本庁建築住宅課へお問い合わせください。

優良宅地・優良住宅の認定制度

優良宅地及び優良住宅認定制度は、優良な宅地や住宅の供給に資する土地の譲渡について税制上の優遇措置を講じることにより、一定の技術基準を満足した良質な宅地等の供給の促進と有効な宅地利用を確保することを目的としたものです。

税制上の優遇措置を受けるには、宅地造成がある場合は優良宅地認定を、宅地造成がなく住宅の新築を行う場合は優良住宅認定を受ける必要があります。

8-5 建築・土地開発・都市計画

用途地域の建築制限

【担当:本庁都市計画課・入来支所産業建設課】

本市では川内地域，入来地域内に用途地域が定められています。これは，建物の種類・規模等を地域ごとに制限することによって，無秩序な都市化を防止するものです。用途地域を定める業務は都市計画課で行われ，実際にこの規制により建築確認を受け付ける業務は建築住宅課が行います。建築の予定がある方は，事前に地域指定の状況を確認してから計画を進めてください。

開発行為の許可

【担当:本庁都市計画課・支所産業建設課】

一定規模以上の宅地などの開発行為は都市計画法に基づき事前に知事の許可が必要です。

[開発行為対象面積] 都市計画区域内 3,000 m²以上， 都市計画区域外 10,000 m²以上

土地利用協議の届出

【担当:本庁都市計画課・支所産業建設課】

市域内における良好な地域環境を確保するため，一定規模以上の開発行為は，事前に当該開発行為対象地のある本庁もしくは支所に土地利用協議の届出が必要となります。県の開発行為や土地利用対策要綱等に該当する場合は，申請は不要です。

[土地利用協議対象面積] 300 m²以上の土砂採取， 1,000 m²以上の土地開発 など

土地区画整理事業の施行区域

【担当:本庁都市計画課・天辰区画整理推進室・入来支所入来区画整理推進室】

本市では，天辰第一地区，川内駅周辺地区，入来温泉場地区の3地区において，土地区画整理事業を施行しており，施行地区内においては，宅地及び道路等の配置が逐次変わることとなります。工事の計画や事業の進捗等に関すること，また，施行区域の確認に関するご質問等がありましたら，下記の担当課・室までお問合せください。

- ・天辰第一地区（天辰町，平佐町）……天辰区画整理推進室（本庁）
- ・川内駅周辺地区（平佐町，鳥追町）……都市計画課（本庁）
- ・入来温泉場地区（入来町）……入来区画整理推進室（入来支所）

8-6 屋外広告物

屋外広告物の許可申請

【担当:本庁都市計画課】

屋外広告物は県屋外広告物条例で，「良好な景観の形成と公衆に対する危害防止」のため，広告物の表示等に関する基準等が定められています。

この条例では市内全域が，禁止地域と，制限地域に区分されており，それぞれの許可地域ごとの許可基準により申請をして，許可を得る必要があります。自家用広告物の場合は申請不要の場合もありますので，本庁都市計画課までお問い合わせください。

8-7 ごみ処理・し尿処理

【担当:本庁環境課・支所市民福祉課】

ごみ処理

ごみの減量化や再生利用を推進するため，ごみの分別へのご協力をお願いします。ごみの出し方や分別の方法など，詳しくは本庁各支所にあるパンフレット等をご覧ください。また，不明な点は本庁各支所までお問い合わせください。

ごみの指定袋

燃やせるごみ，燃やせないごみは指定袋を使用して出してください。指定袋に入っていないものは回収しません。



燃やせるごみ

- ・燃やせるごみは、地域のごみステーションへ指定された曜日に決められた時間までに出してください。
- ・ごみはしっかり分別して袋に入れてください。
- ・生ごみなどは、水分等を十分に切り、また、悪臭等が発生しないように必ず袋の口はしっかり結んでから出してください。
- ・燃やせないごみや不適物等が混入している袋や、中身が確認できない袋は収集できませんので注意してください。

燃やせないごみ

- ・燃やせないごみは、地域のごみステーションへ指定された曜日に決められた時間までに出してください。
- ・ガラスの破片等は、紙で包むなどして、袋が破れないように入れてください。
- ・在宅医療の注射針(鍼灸針を含む。)は感染性特別管理産業廃棄物ですので、医療機関等を通じて排出してください。
- ・燃料保管容器(金属製、プラスチック製)は、必ず中身がない状態にして出してください。

粗大ごみ

粗大ごみは、各クリーンセンター等へ直接搬入してください。ただし、甌島地域は地域のごみステーションでの収集も行いますので、指定された日時に出してください。

ごみ処理手数料(一般廃棄物処分手数料)

ごみ処理施設(クリーンセンター・粗大ごみ中継施設)にごみを直接搬入した場合は次のとおり処分手数料が必要になります。

施設	家庭系ごみ		事業系ごみ	
	100 kg以下	100 kg超過	100 kg以下	100 kg超過
川内クリーンセンター	300 円	100 kg超過ごとに 300 円加算(100 kg未満の端数は 100 kgとみなす)	600 円	100 kg超過ごとに 600 円加算(100 kg未満の端数は 100 kgとみなす)
上甌島クリーンセンター 下甌島クリーンセンター	無料	無料	300 円	100 kg超過ごとに 300 円加算(100 kg未満の端数は 100 kgとみなす)
さつま町クリーンセンター	300 円	100 kg超過ごとに 300 円加算(100 kg未満の端数は 100 kgとみなす)	300 円	100 kg超過ごとに 300 円加算(100 kg未満の端数は 100 kgとみなす)

入来及び祁答院支所管内については、さつま町クリーンセンターへの搬入となります。搬入する際には、一般廃棄物搬入許可書が必要ですので、事前に入来・祁答院支所市民福祉課で許可書を受け取ってください。

【計量器を有しない施設の場合】

施設	家庭系ごみ	事業系ごみ
鹿島クリーンセンター	無料	乗用の 2 輪車両又は 4 輪車両 300 円/台 貨物車両(最大積載量が 350 kg以下) 500 円/台 貨物車両(最大積載量が 500 kg以下) 700 円/台 貨物車両(最大積載量が 1t 以下) 1, 200 円/台 貨物車両(最大積載量が 1t 超過) 1, 000 円/t 加算(1t 超過の場合, 1t 未満の端数は 1t とみなす。)

施設	家庭系ごみ
樋脇粗大ごみ 中継施設	乗用の 2 輪車両又は 4 輪車両 300 円/台 貨物車両(最大積載量が 350 kg以下) 500 円/台 貨物車両(最大積載量が 500 kg以下) 700 円/台 貨物車両(最大積載量が 1t 以下) 1, 200 円/台 貨物車両(最大積載量が 1t 超過) 1, 000 円/t 加算(1t 超過の場合, 1t 未満の端数は 1t とみなす。)

樋脇粗大ごみ中継施設は、家庭系の粗大ごみに限ります。

リサイクル・ごみの減量化

【担当:本庁環境課・支所市民福祉課】

資源ごみ

- ・資源ごみは、地域の資源ごみステーションの指定された曜日に出してください。
- ・資源ごみは種類ごとに分別し、ルールを守って出してください。



家電リサイクル品(特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料)

「テレビ」、「エアコン」、「冷蔵庫・冷凍庫」及び「洗濯機」の家電4品目については、「家電リサイクル法」により処理するため、普通の粗大ごみとは取扱いが異なりますので、次のいずれかの方法で出してください。

買い替え時に販売店で引き取ってもらう。(リサイクル料金が必要です。)

販売店で引取りができない場合は、薩摩川内市内のクリーンセンターへ持ち込んで処分ができます。この場合、事前に郵便局でリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券の交付を受けてからクリーンセンターに搬入してください。なお、次の運搬手数料が別途必要となります。

甕島地域においては、収集を依頼できますので、各支所にお問い合わせください。なお、運搬手数料のほかに収集手数料が必要となります。

入来、祁答院地域については、さつま町クリーンセンターへの持ち込みはできませんので、販売店で引き取ってもらうてください。

クリーンセンター名	運搬手数料	収集手数料
川内クリーンセンター	3,150 円/台	-
上甕島クリーンセンター	2,730 円/台	2,100 円/台
下甕島クリーンセンター	2,730 円/台	2,100 円/台
鹿島クリーンセンター	2,730 円/台	2,100 円/台

運搬手数料は、各クリーンセンターから指定引取場所へ運搬するための手数料です。

生ごみ処理機購入補助

ごみの減量・資源化を図るため、生ごみ処理機を購入された場合、下記のとおり購入経費の一部を補助します。補助申請は、本庁各支所で受付ます。

区分	補助の内容
対象者	本市に住所を有する者
補助の対象	生ごみ処理機(家庭で発生した生ごみ、雑草等を処理し、堆肥等を生成する容器・機器)
補助金の額	購入経費の1/2(100円未満は切捨てになります。)ただし、補助金の額は20,000円を限度とします。
申請期間	購入後3ヶ月以内。
手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書(「購入年月日、購入者氏名、生ごみ処理機を購入したこと、生ごみ処理機の価格」が記載された購入店が発行するもの) ・印鑑(スタンプ印を除く) ・申請者名義の金融機関口座(郵便局を除く)の確認ができるもの。 ・市税完納証明書(税務課、地域振興課で申請、交付...無料)

生ごみ処理機購入補助は平成22年3月末で廃止予定。

資源ごみステーション管理運営補助事業

リサイクル推進員を配置し、資源ごみステーションの管理及び資源ごみの分別を推進します。

区分	内容
推進員の役割	資源ごみステーションの管理 資源ごみ分別の指導及び監督
補助制度	リサイクル推進員を配置することにより、資源ごみステーションの管理及び資源ごみの分別を推進している自治会等に対して補助します。補助金の算定基礎は、配置した推進員の数とし、補助金の額は推進員1人につき月額1,250円(年額15,000円)とします。

可燃，不燃，資源ごみステーション補助

分別収集を促進するため、自治会が収集施設を設置する場合に経費の一部を補助します。補助申請は、本庁各支所で受付ますが、必ず事業に着手される前に協議申請してください。(事前着手は不可となります。)

区 分	補助の内容
対象事業	自治会又はこれに準ずる住民自治組織が収集施設を設置する場合に対象となります。 倉庫型の資源ごみ収集施設 以外の収集施設(可燃，不燃ごみ等)
対象経費	施設の新設・補修に要した経費(工事請負費，資材購入費)が対象。なお， の資源ごみ収集施設については移転分も該当しますが，新設した日から3年を経過したものが対象です。
補助率	倉庫型の資源ごみ収集施設 新設分は，対象経費の相当額。ただし，1坪タイプ 10万円，1.5坪タイプ 13万円，2坪タイプ以上 15万円を限度とし，100円未満は切捨て。また，移転・補修分は，対象経費の1/2で3万円を限度とし，100円未満は切捨て。 以外の収集施設 対象経費の相当額。ただし，5万円を限度とし100円未満は切捨て。 補修分は，対象経費の1/2で3万円を限度とし，100円未満は切捨て。
申請期間	事前協議し承認を受けた後，完了後3ヶ月以内。

使用済自動車等海上輸送費補助

甌島地域の使用済自動車等(廃車にする自動車)の海上輸送の船舶運賃を負担した場合には、経費の8割を補助します。

区 分	補助の内容
対象事業	使用済自動車(廃車するもの)を海上輸送するための船舶運賃を負担した者
対象経費および補助率	対象経費：海上輸送のための船舶運賃 補助率：対象経費の8割。ただし，100円未満は切捨て。
申請期間	海上輸送を行なった日から2ヶ月以内。
必要書類	・使用済自動車等海上輸送費補助金交付申請書 ・船舶会社発行の領収書 ・使用済自動車引取証明書

海上輸送日と引取り証明書に記載された引取り業者の引取り日に7日以上の期間がある場合は補助対象外となります。

地区コミ分別収集事業還元金

地区コミュニティ協議会が地域内のごみの減量・資源化を積極的に推進するため、資源ごみ売り払い額に応じて還元します。

区 分	還元の内容
対象者	地区コミュニティ協議会(協議会又は地域内の自治会で行ったごみの減量・資源化活動に対して還元)
還元金の額	世帯数，収集量，資源ごみ売払額に応じた額となります。

衛生自治団体連合会

【担当：本庁環境課・支所市民福祉課】

衛生自治団体連合会は薩摩川内市内における生活環境の保全及び公衆衛生の普及・向上を図るため、環境衛生に関する活動を組織的に推進し、市民の福利増進に寄与することを目的とし設立されております。環境衛生思想の普及向上、環境衛生に関する調査研究及び地域組織活動の推進、環境衛生行政に対する要望、市が指定するごみ袋の卸売り、ボランティア清掃補助などの事業を行っています。

し尿処理

【担当:本庁環境課・支所市民福祉課】

し尿の収集

し尿については、薩摩川内市の許可を受けた業者が収集することになります。ただし、入来支所及び祁答院支所の管内区域についてはこれまでのとおり、し尿の収集業務をさつま町環境センターに委託します。し尿くみ取りの申込み方法は次のとおりです。

区 分	申込方法	許可業者
川内	予定日の2日前までに、許可業者に直接申し込んでください。(地域により、収集する許可業者を指定していますので、詳しくはお問い合わせください。)	(有)庵地衛生センター 山ノ内衛生(有)
樋脇	予定日の2日前までに、許可業者に直接申し込んでください。	(有)庵地衛生センター
東郷	予定日の2日前までに、許可業者に直接申し込んでください。	山ノ内衛生(有)
入来・祁答院	さつま町環境センターに直接申し込んでください。	さつま町環境センター
里	許可業者に直接申し込んでください。	石原衛生センター
上甌	許可業者に直接申し込んでください。	石原衛生センター 浜口設備
下甌・鹿島	許可業者に直接申し込んでください。	太伸建設(株)

し尿くみ取り手数料

し尿のくみ取り手数料は、次の表のとおり許可業者等が定めています。くみ取りをされた場合は、許可業者へ手数料を支払ってください。ただし、入来支所及び祁答院支所の管内区域については、これまでのとおりさつま町環境センターが収集しますので、発行される納付書により、手数料を支払ってください。

区 分	手数料
本庁、樋脇及び東郷支所管内の許可業者	180リットルまで 1,400円 180リットルを超える場合は、18リットルごとに140円加算。 消費税は含まれていません。
里、上甌、下甌及び鹿島支所管内の許可業者	100リットル未満 950円 100リットル以上の場合、10リットルごとに95円加算。 消費税は含まれていません。
入来及び祁答院支所	10リットルにつき70円(さつま町環境センター収集)

浸水世帯のし尿くみ取り助成

大雨等の災害により、床下又は床上浸水した場合に、一世帯につき2,000円を限度として、し尿くみ取り手数料を助成します。し尿くみ取り手数料の領収書の欄外に、居住地域の自治会長又は地区災害調査員の確認印を受けて、し尿くみ取り後30日以内に、本庁各支所に申請してください。

8-8 環境対策

【担当:本庁環境課・支所市民福祉課】

環境美化

市、市民、事業者等が一体となって、ごみの散乱防止等に努め、環境の美化を積極的に推進し、美しい自然及び良好な自然環境の確保を目的とした環境美化推進条例が、市内全域で適用されます。この条例により空き缶やタバコのポイ捨て、ペットのフンの放置などは禁止されています。

環境に関する相談

自動車のエンジン音やペットの鳴き声などの生活騒音に関する相談や、工場や事業所などから発生する騒音、悪臭、又は排出される汚水やばい煙などによる、問題が生じている場合は、早めに本庁各支所へ相談してください。

快適環境づくり補助金

地域の快適な環境づくりの実践活動を行う市民団体を支援する補助金です。補助申請は本庁各支所で受付ますが、必ず事業に着手される前に申請してください。(事前着手は不可となります。詳細については相談してください。)

区 分	補助の内容
対象事業	公道に隣接する場所やその他市長が適当と認める場所において、フワボットを設置し、又は花き及び樹木を植栽しようとする事業 地域に存する自然、史跡等の保存及び整備を行う事業 その他市長が適当と認める事業
対象者	快適な環境づくりを実施しようとする市民団体(自治会、PTA、子ども会、老人クラブ、女性団体、青年団又はこれらに類する団体で、市長が適当と認めた団体)
補助金の額	環境づくり事業を実施するために必要な経費(人件費、委託費及び飲食費を除きます。)に100分の80を乗じた額とします。ただし、1市民団体50,000円を限度とし、100円未満は切捨てとなります。

8-9 葬斎場

【担当:本庁環境課・支所市民福祉課】

本市では、4施設で火葬業務を行っています。また、川内葬斎場やすらぎ苑は通夜室・斎場の使用ができます。使用する場合は、各葬斎場に連絡の上、手続きをしてください。

*各葬斎場へのお問い合わせは、「15-4 主要公共施設」をご参照ください。

火葬料

区 分	単 位	使用料	
		死亡者(死産児の場合は母、改葬骨及び産汚物類の場合は使用者)の住所が本市にある場合	死亡者(死産児の場合は母、改葬骨及び産汚物類の場合は使用者)の住所が本市にない場合
満13歳以上の者	1体	5,000円	25,000円
満13歳未満の者	1体	3,000円	20,000円
死産児	1胎	1,500円	10,000円
改葬骨	1棺	1,500円	10,000円
産汚物類	5kg以内	500円 (超過重量1kg当たり100円)	1,300円 (超過重量1kg当たり200円)

川内葬斎場やすらぎ苑の斎場等施設使用料

区 分	使用時間	使用料	
		死亡者(年忌等の場合は使用者)の住所が本市にある場合	死亡者(年忌等の場合は使用者)の住所が本市にない場合
斎場	3時間以内	5,150円 (超過時間1時間当たり510円)	10,300円 (超過時間1時間当たり1,030円)
通夜室	24時間以内	10,300円 (超過時間1時間当たり1,030円)	20,600円 (超過時間1時間当たり2,060円)

火葬料の差額助成

住民が、地域の実情又は特殊な事情により、市外の火葬場で火葬した場合に15,000円を上限として、本市の火葬料との差額分を助成します。ただし、助成の対象は、死亡者、死産児及び改葬骨の火葬となります。

*制度改正等により、変更・廃止になる場合がありますので、本庁各支所へお問い合わせください。

8-10 墓地

【担当:本庁環境課・支所市民福祉課】

公営墓地

名称	位置	名称	位置
川内芸ノ尾第1墓地	国分寺町 6668 番地 27	里園下墓地	里町里 3767 番地 2
川内芸ノ尾第2墓地	国分寺町 6668 番地 33	里観農墓地	里町里 1221 番地 2
入来向山墓地	入来町副田 6857 番地 7	里寺山墓地	里町里 478 番地 1
里園上墓地	里町里 2278 番地 1	鹿島小牟田墓地	鹿島町蘭牟田 3079 番地 1

共同墓地の特別災害復旧補助

共同墓地を管理する団体の代表者が、その敷地の災害に伴う復旧事業を行うことに対して補助を行います。

区分	補助の内容	補助の内容
対象事業	共同墓地の崩土等除去又は敷地復旧	共同墓地の崩壊による墓石又は墳墓式納骨堂の移設のための土地等取得
対象者	共同墓地の管理者又はこれに準ずる方	墓石・納骨堂の所有者
対象経費	共同墓地の崩土等除去又は敷地復旧に要する 10 万円以上の工事費。ただし、400 万円以下の工事費にかかる部分に限る。	共同墓地の崩壊等による墓石又は墳墓式納骨堂の移設のための土地等取得にかかる経費。ただし、20 万円以下の取得経費にかかる部分に限る。
補助率	対象経費の 1/2	対象経費の 1/2

8-11 動物愛護事業

【担当:本庁環境課・支所市民福祉課】

犬の登録等

生後 90 日を超えた飼い犬は、登録をしなければなりません。新たに犬を飼育するときは本庁各支所で登録の手続きをして鑑札の交付を受けてください。犬の登録は、本庁各支所のほか、集団注射のとき又は市内の動物病院でも登録の手続きができます。また、犬が死亡したときや、他の市町村から転入したとき等も届出が必要ですので手続きをしてください。

狂犬病予防注射

生後 90 日を超えた犬は、年に 1 回は必ず狂犬病予防注射を受けて、注射済み票の交付を受けてください。(注射時には、注射済み票の交付手数料のほか、別途注射料が必要となります。)

なお、狂犬病予防注射の実施については、市広報紙や飼い主の方への個別通知によりお知らせします。



手数料

犬の登録等については、下記の手数料が必要です。

手数料名	手数料の額	手数料名	手数料の額
登録手数料	3,000 円	鑑札の再交付手数料	1,520 円
狂犬病予防注射済票の交付手数料	550 円	狂犬病予防注射済票の再交付手数料	350 円

8-12 合併処理浄化槽の設置推進

【担当:本庁環境課・支所市民福祉課】

合併処理浄化槽設置整備事業補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽を設置する方へ補助金を交付します。ただし、公共下水道、漁業集落排水、農業集落排水、地域下水処理施設、地域戸別合併処理浄化槽の対象区域は除きます。補助金の交付申請等は、本庁各支所で受付ます。

合併処理浄化槽設置補助金は、国の補助基準額により決定しますが、毎年変更になる場合がありますので、本庁各支所へお問い合わせください。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替補助

「単独処理浄化槽」から「合併処理浄化槽」へ切替される場合は、設置補助金に上乗せして補助を行います。(1基当たり100,000円を限度とします。)

8-13 上水道・簡易水道料金

【担当:水道管理課(東郷支所内)・甌各支所産業建設課】

使用の開始及び中止

次のときは、速やかに水道管理課(東郷支所内)又は甌各支所で手続きをしてください。電話による受付も行っています。

- ・転入、転出等で水道の使用を開始又は中止するとき。
- ・使用者や所有者が変わったとき。
- ・長期に渡り水道を使用しないとき。

使用水量の検針

月初めの1日から8日までの間に行います。検針の妨げとならないように、次のことにご注意ください。

- ・メーターボックスの上に物を置かないでください。
- ・出入口やメーターの近くに犬をつながないでください。



水道料金

各地域の料金額は水道管理課(東郷支所内)又は甌各支所にお問い合わせください。

水道料金の支払い

水道料金の支払いは、川内地域の上水道区域は隔月、その他の上水道・簡易水道区域は毎月の支払いとなります。口座振替又は納付書で支払うことができますが、便利な口座振替をお勧めします。

水道局 水道管理課(東郷支所内) 0996-42-2310

8-14 水道工事

【担当:上水道課(東郷支所内)】

漏水の確認

水道使用量が前回に比べて急に増えたようなときは、漏水の可能性があります。漏水の確認は蛇口を全て閉めて、水道メーターのパイロットマーク(赤色又は銀色)が回っているなら漏水の疑いがあります。

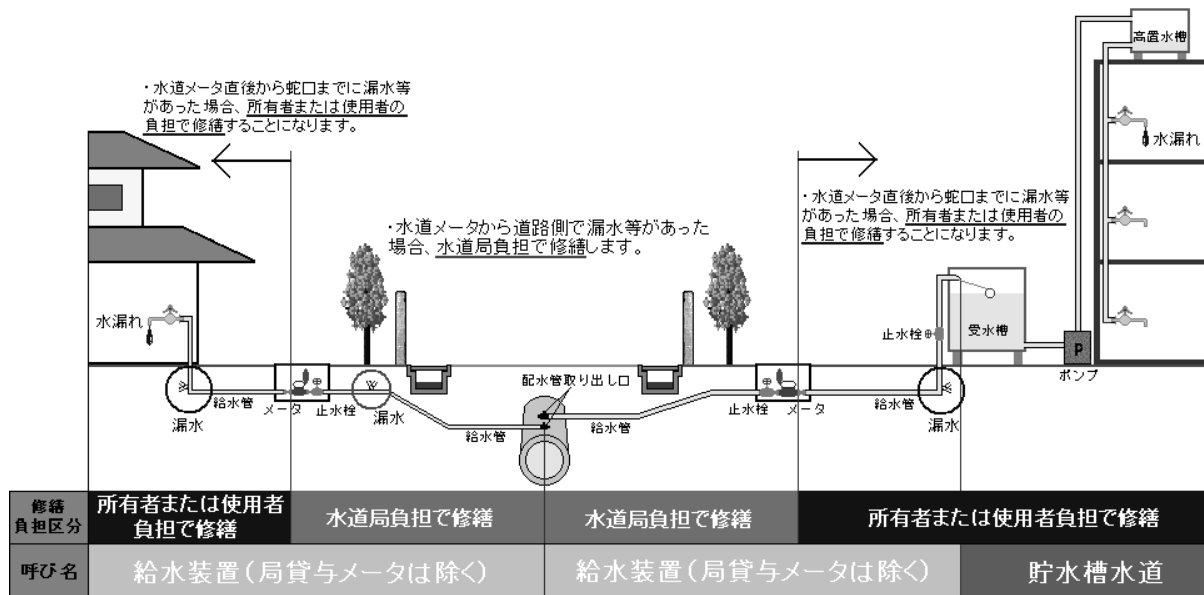
水道の修繕

道路等で漏水を発見したら、上水道課・丸山浄水場へご連絡ください。

宅内の漏水や、「蛇口や水洗トイレの水が止まらない又は出ない」などのトラブルが発生したら、西部、南部又は東部サービスセンターあるいは本市が指定した工事業者へ相談してください。

上水道課(東郷支所内)	42-2320
丸山浄水場(田海町)	30-1618
西部サービスセンター	30-2732(外園運輸機工)
南部サービスセンター	25-3745(薩摩水道)
東部サービスセンター	38-1157(平野商事)

【修繕負担区分】



宅地内の修繕は、所有者等と事前に施工の範囲、復旧の方法等について協議してから行ってください。

8-15 温泉

【担当:水道管理課・上水道課(東郷支所内)】

温泉分湯に関する届出

温泉の分湯は樋脇地域の一部、入来地域の一部及び祁答院地域の一部で行っています。

使用湯量の検針

毎月1日から8日までの間に行います。

分湯料金の支払い

口座振替及び納付書で支払うことができますが、便利な口座振替をお勧めします。

市営公衆浴場

市営公衆浴場は、樋脇地域の上之湯・下之湯、入来地域のアゼロ湯・柴垣湯、祁答院地域の大村温泉・黒木温泉の6カ所あります。営業等の詳細については、上水道課(0996-42-2320)に、お問い合わせください。



8-16 下水道

【担当:下水道課(東郷支所内)・甌各支所産業建設課】

下水道に関する届出

次のときは、速やかに下水道課(東郷支所内)又は甌各支所で必ず手続きをしてください。電話による受付も行っています。

- ・転入、転出等で下水道の使用を開始又は中止するとき。
- ・使用者や所有者が変わったとき。
- ・長期に渡り下水道を使用しないとき。

下水道使用料金

下水道料金は、使用した水道の量に応じて計算されます。また、井戸水等を使用し下水道に汚水を流す場合は、その使用水量が加算されます。

汚水量の算定及び使用料金については下水道課・甌各支所へお問い合わせください。

下水道使用料金の支払い

川内地域の上水道区域は隔月、その他の区域は毎月の支払いとなります。口座振替及び納付書で支払うことができますが、便利な口座振替をお勧めします。

水道局 下水道課(東郷支所内) 0996-42-2330

8-17 下水道の排水設備工事

下水道の排水設備工事は、市が指定した排水設備指定工事店でないと施工できません。排水設備工事をされる場合は、排水設備指定工事店へ依頼してください。

また、排水設備工事を実施する際は、無利子の貸付制度もあります。貸付の限度額は200万円です。

排水設備指定工事店及び排水設備工事の貸付制度については、下水道課・甌各支所へお問い合わせください。

